

平成30年度第12回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成31年3月12日(火) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 農業委員

会長	12番	横山	和男			
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村	辰寿
委員	1番	山根	祐一	2番	西田	悦子
	3番	山崎	幸臣	4番	田中	豊秋
	5番	綾木	晴子	6番	丸山	武
	7番	河村	久雄	8番	田中	正則
	9番	木原	さち子	10番	谷尾	友枝
	11番	宮本	彰太郎			

農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	野田	稔
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	谷本	昭
	永江	守弘	山本	知司
	上月	清	前田	智
	竹内	俊雄	保田	公範
	松田	純一	藤田	克昭

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

- | | | | | | |
|----|------------|-------------------------------|-------|-----|------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 11番 | 宮本彰太郎 | 13番 | 小林 孝 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | | | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | | | |
| | 3 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | | | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | | | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について | | | |
| 第5 | 議案第3号 | 農用地利用集積計画案の決定について | | | |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用配分計画案について | | | |
| 第7 | 議案第5号 | 平成31年度農作業標準賃金の決定について | | | |
| 第7 | その他 | | | | |

農業委員会事務局職員

事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香

6. 会議の概要

局長	<p>本日の欠席はありません。</p> <p>出席者数、農業委員 14 名です。定足数に達していますので平成 30 年度第 12 回八頭町農業委員会を始めます。</p>
委員一同	農業委員会憲章唱和
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、11 番 宮本彰太郎委員、13 番 小林 孝委員にお願いします。</p> <p>次に日程第 2、報告事項ですが委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようでしたら事務局は報告をお願いします。
事務局	<p>報告を 3 件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は 15 件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は 18 件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> <p>報告 3 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について 2 件の該当事業がありました。県との協議が出来ており、八頭県土整備事務所担当課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	<p>続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号 21-1 について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	受付番号 21-1 について説明をします。

土地の所在地 日下部地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 202 m²

所有権権移転売買です。

理由につきましては、譲受人が申請地横に住宅建築を計画されており、隣接する農地を譲り受け、野菜を耕作したいという意向があり、話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、耕うん機、田植機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 50 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果 59 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、9番 木原さち子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

木原委員 3月10日に現地確認と両者に聞き取り調査を行いました。現在、譲受人が所有する畑に住居を新築する計画があり畑がなくなるので、隣接する申請地を譲り受けたいということで話がまとまったものです。農地はきちんと耕作されていますので問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定します。

事務局

続きまして、受付番号 22-2 について事務局は説明をお願いします。

受付番号 22-2 について説明をします。

土地の所在地 池田地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積
429 m²

所有権移転売買です。

理由につきましては、譲渡人が高齢になり耕作できないということ
で、近くに居住する譲受人が耕作するということがまとまったも
のです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はト
ラクター等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問
題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今
回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認め
られます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載
された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行
った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の
下限面積 40 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及
び農地基本台帳で確認した結果 49 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申
請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の
総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長）

この件につきましては、私が事前調査をしていますので報告をしま
す。

横山会長

3月2日に両者に聞き取り調査を行いました。申請地は鉄道沿線の法
面近くの農地になります。譲渡人は若い頃は稲作をされていまし
たが、自営業もされており家族で協力されながら耕作されていま
した。

現在は譲渡人も高齢になられ耕作ができなくなっている状況であ
り、譲受人から譲ってもらえないかと言う話がありまとまったも
です。譲受人はきちんと耕作されていますので問題はないと考え
ます。

議長（会長）

この件につきましては、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょ
う

	か。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで申請どおり決定します。 続きまして、受付番号 23-3 について事務局は説明をお願いします。
事務局	最初に議案書の訂正をお願いします。議案番号 23-3 ですが、譲受人と譲渡人が逆になっております、また耕作面積は 7,308 m ² ですので訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。 受付番号 23-3 について説明をします。 土地の所在地 富枝地内 12 筆 台帳地目 5 筆が田、7 筆が畑 現況地目 5 筆が田、7 筆が畑 面積 田合計 5,846 m ² 、畑合計 1,462 m ² 、合計 7,308 m ² 所有権移転贈与です。 理由につきましては、土地所有者が生前に死因贈与契約書を交わしておられ、譲渡人を死因贈与の執行者に指定され、全ての土地を譲受人に贈与されるというものです。相続人全員の同意は得られています。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、コンバイン等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。今回取得する農地については効率的に利用して耕作を行うものと認められます。 農地法第 3 条第 2 項第 4 号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後は農作業に従事すると認められます。 次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果 73 アールとなり問題ありません。 最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。
議長 (会長)	この件につきましては、4 番 田中 豊秋委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
田中豊委員	3 月 1 日に聞き取り調査を行いました。生前に死因贈与契約を交わしておられます。法務局に契約書を持参され、登記相談、契約は有効であることを確認されています。農業従事については申請人と農業大

学校を卒業されている子を中心に耕作されます。亡き土地所有者の思いのとおり譲受人が耕作管理されます。許可で問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定します。

続きまして日程第4議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号15-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号15-1について説明します。

土地の所在地 破岩地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 195 m²

一般住宅を目的とした所有権移転贈与です。

場所は、議案書4ページから6ページに図面を付けています。土地利用計画図は7ページに付けています。

また、追加資料としまして、本日雨水及び排水図を配布しておりますので、そちらも併せてご覧ください。

理由につきましては、現在、鳥取市のアパートに居住しているが実家のある申請地に住宅を建築し居住したいとのことでした。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

農地区分は小集団の生産力の低い農地ということで、第2種農地です。許可根拠は代替地なしです。

信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。資力については金融機関の融資証明書及び父親の金融機関の残高証明により確認しました。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側、西側、北側は宅地、南側は県道です。周囲に農地はありません。雨水は既設の水路に排水し、汚水排水は公共下水道へ接続します。

日照、通風については、隣接地に農地はありませんので影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、1番山根委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

山根委員 3月4日に譲渡人に聞き取り調査をしました。譲受人は息子さんであり、妻子と市内のアパートに居住されていますが、家を建築し早く実家へ帰りたいという希望があるとのこと。この度、実家の隣接地に土地を譲り受けられ住宅を建築されます。許可が下りれば年内の早い時期に完成を目指されます。よく考慮された実行性のある計画であり問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 添付されている雨水及び汚水排水図が見辛くないでしょうか。県農業会議でも良く分かる図面を提出するよう指摘されます。赤青の線で示した方が分かりやすいと思います。その様な工夫をして分かりやすい図面を提出してください。

事務局 分かりました。

議長（会長） その他質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。

事務局

続きまして、受付番号 16-2 について事務局は説明をお願いします。

受付番号 16-2 について説明します。

土地の所在地 船岡地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積
1,942 m²の内 1,000 m²

残った 942 m²の農地については、引き続き現在耕作されている耕作者が耕作されます。

認知症対応型グループホームを目的とした所有権移転売買です。

場所は、議案書 4、8、9 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 10 ページに付けています。

理由につきましては、既存の介護施設を増築したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

農地区分は役場から 300m 以内の農地ということで、第 3 種農地です。許可根拠は原則許可です。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側、北側は譲渡人所有農地ですし、西側は既存介護施設、南側は町道です。

農地所有者の同意は得られています。

盛土を 0.3～1.0m 行い擁壁を設け、土羽打ちをします。

雨水排水は自然流下で既設水路に排水します。汚水排水は公共下水道へ接続します。

日照、通風についてですが、建物は隣接地から 2m から 5m 離しますし、施設の高さは約 6m ですので影響はないと考えます。

また、被害防除についてはすみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長）

この件につきましては、1 番山根委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

山根委員

3 月 4 日に譲受人代理人に面会し現地調査を行いました。既存の認知症対応型グループホームには 18 名が入所し支援を受けられています。

しかし、入所待ちが増加しており施設の増築が必要となったとのことで、隣接地 1,000 m²を買収し増築されます。9 名増員され定員は 27 名になる予定です。完成後は全室入所予定とのことです。2020 年 4 月のオープンを目指されています。

また、近隣住民への説明会も実施されており、住民からは理解を得られていると聞いています。周囲への農地にも影響はありませんし、問題はないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。
以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議を終わります。
続きまして日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。

事務局 最初に議案書の訂正をお願いします。議案書 29 ページ受付番号 268-41 ですが、大江地内の農地 1 筆 79 m²の農地については、申請から削除してほしいと申請人より 3 月 5 日に申し出がありましたので削除をお願いします。

議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。

八頭町長から平成 31 年 2 月 28 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。

議案書の 11 ページをご覧ください。

今月は通常の利用権設定が新規 17 件、更新 31 件、合計 48 件です。面積は田 90,031 m²、畑 12,681.71 m²、合計 102,712.71 m²です。

中間管理事業分は新規 27 件、更新 58 件、合計 85 件です。面積は田 251,098 m²、畑 17,058 m²、合計 268,156 m²です。中間管理事業分の受付番号 261-34 から 292-65 については、大江、志子部の農地を農地中間管理機構関連農地整備事業により基盤整備を実施するために、中間管理機構へ 20 年貸付けられるものです。

すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

議長（会長） 通常の利用権設定分 受付番号 136-1 から 168-33 について審議を行います。

	事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。
委員一同	(報告なし)
議長 (会長)	この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで利用権設定分 受付番号 136-1 から 168-33 について申請どおり決定します。 続きまして受付番号 169-34 について審議を行いますが、これは関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。
	(関係委員退席)
議長 (会長)	それでは受付番号 169-34 について審議を行います。 この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで利用権設定 受付番号 169-34 について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。
	(関係委員入室)
議長 (会長)	続きまして受付番号 170-35 から 182-47 について審議を行います。 事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。
木原委員	受付番号 175-40 ですが、借受人に聞き取りを行ったところ、申請地は遊休農地化しており、平成 31 年度は草刈だけに終わってしまい作

付できないかもしれないということです。ただ耕作されていく気持ちはお持ちでした。

議長（会長） 作付できないということですが、契約としてどうでしょうか。

事務局 草刈等の保全管理期間も含めて契約ということで問題はありませ
ん。

議長（会長） その他ありませんか。

委員一同 （報告なし）

議長（会長） この件に関して質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで利用権設定分 受付番号 170-35 から 182-47
について申請どおり決定します。

続きまして受付番号 183-48 について審議を行いますが、これは関
係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の
規定により関係委員は一時退席をお願いします。

（関係委員退席）

議長（会長） それでは受付番号 183-48 について審議を行います。
事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。

委員一同 （報告なし）

議長（会長） この件に関して質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで利用権設定 受付番号 183-48 について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。
事務局	(関係委員入室)
議長 (会長)	続きまして中間管理事業分 受付番号 228-1 から 312-85 について審議を行います。 この件につきまして質問意見ありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで、中間管理事業分 受付番号 228-1 から 312-85 について申請どおり決定します。 以上で議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。 続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第 4 号 農用地利用配分計画案について説明します。 八頭町長より平成 31 年 2 月 28 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。 整理番号 238-1 から 291-54 について説明します。 先ほどの議案第 3 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 268, 156 m ² を借受け希望のありました地域の担い手である 3 法人へそれぞれ 16, 846 m ² 、92, 524 m ² 、50, 279 m ² 、6 名の担い手へそれぞれ 6, 349 m ² 、3, 572 m ² 、2, 484 m ² 、2, 700 m ² 、6, 622 m ² 、3, 045 m ² 配分するものです。 また、大江、志子部地区の基盤整備事業分として集積された 86, 780 m ² については、基盤整備工事終了後に担い手に配分予定です。
議長 (会長)	整理番号 238-1 から 291-54 につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで、整理番号 238-1 から 291-54 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。</p> <p>続きまして、議案第 5 号 平成 31 年度農作業標準賃金の決定について審議をいたします。事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 5 号 平成 31 年度農作業標準賃金の決定について説明をします。</p> <p>3 月 4 日に農作業標準賃金検討会を開催いたしました。</p> <p>農業委員会からは、小林 孝職務代理、西村辰寿職務代理が出席し、農協各支店長、認定農業者、農業法人の方等で検討していただきました。事務局からは私と田淵が出席しました。</p> <p>まず、事務局より、本町単価の各年度推移及び本年度単価及び他市町の比較表についてと、鳥取県の最低賃金が昨年の 738 円から 762 円と一昨年と比べ引き上げ額、率ともに幅がさらに大きくなっていること、また、これまでの委員会では、鳥取県最低賃金を反映させるということで決定していること、ごく少額の賃金の上下動をすぐに反映させるのではなく、数年の据置きなどを考慮し決定することになっていることを報告し検討していただきました。</p> <p>その結果、他町と比べ、全体で見ると高くもなく低くもありません。10 月より消費税が上がるかもしれませんが、まだ確定ではありませんので、今年度は消費税については考えないこととなりました。一般労務の最低額は据置き、最高額のみ最低賃金引き上げ率 3.25% 分上げることとなりました。</p> <p>一般労務 6,200～7,200 円を 6,200～7,400 円とし、時間にして 775 円～900 円を 775 円～925 円とすることとなりました。他の賃金については、今年度は据置きとなりました。</p> <p>来年度は、消費税が上がれば検討します。</p> <p>また、町内の農地所有適格法人や農家の作業委託価格は、この賃金表を基にしているようですが、あくまでもこの数字は標準であるため、個々で決めていただいたら良いということと、10 月に消費税が上がったとしても、そこも個々で決めていただいたら良いということ</p>

で、特に大幅な変更はありませんでした。

果樹関係につきましては、農協の果実部会で検討され3月15日には決定の予定です。今回決定になったものは、3月末発行の広報4月号と一緒に全戸配布するとともに、ホームページにも掲載する予定です。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

栄田推進委員 水はけが悪くコンクリート畦の農地に水はけが良くなるよう畦際に削耕樹で溝を作った場合、どのくらい支払うべきかと相談を受けたことがあります。この賃金表でいくと、どの項目を参考にすればいいのでしょうか。

小林職務代理 この表に掲載してある項目はごく一般的なものです。細かいものを掲載しようという話は委員会ではでませんでした。JAは3地域とも違う賃金を支払われています。これはあくまでも標準の目安となるものです。個々の案件に関しては、直接両方で話をしていただき決定しているという話がありました。

栄田推進委員 お互いに話を決めてくださいということですね。分かりました。

議長（会長） その他、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 提案どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、案通り決定いたします。

以上で日程第7 議案第5号 平成31年度農作業標準賃金表についての審議を終了いたします。

続きまして日程第8 その他について事務局よりお願いします。

事務局

●視察研修について

●平成31年度委員会開催日程について

●次回農業委員会は4月10日（水）13時30分から船岡地区公民館大集会室で開催します。

以上です。

議長（会長） その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同 （なし）

議長（会長） 無いようですので、以上で第 12 回農業委員会を終了します。
終了（14 時 55 分）